

質問書に対する回答

(件名) 東北自動車道 思川橋耐震補強工事

質問書No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 25-2 構造物掘削 25-2-1 種別 25-2-4 支払 設計図 [思川橋] 250/255	「4) 自工区外盛土場への搬出、流動化処理土を用いた埋め戻し」との記載がありますが、設計図 [思川橋] 250/255におけるa部詳細図のような埋め戻しを流動化処理土で行うには斜め型わくの施工が必要となります。「特記仕様書 25-2-4 支払」の記載にある「流動化処理土施工時の型わく工」とはこのような斜め型わくを想定して見積金額を算出することよろしいでしょうか。	施工に必要とご判断される場合、そのように見積金額を算出していただいで構いません。
2	特記仕様書 6. 自工区外盛土場に関する事項	2023年10月17日付け質問書に対する回答1 No. 3 において、自工区外盛土場へ土砂を運搬した際、「他社施工の受け入れ用バックホウについては、現地に配置されておりません」とご回答されています。しかし、特記仕様書P. 6「⑥搬入に際し、受入先(整地を行う業者)と連絡を取り合い、調整するものとする」と記載されています。受入用のバックホウが必要となった場合、単価番号_2の構造物掘削 普通部B に計上すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	受入用のバックホウについては「構造物掘削 普通部B」に計上してください。
3	特記仕様書 6. 自工区外盛土場に関する事項	栃木インター西産業団地盛土場に構造物掘削 普通部Bの発生土を搬出する際に、発生土の受け入れ料金(処分料金)が発生しないと考えればよろしいでしょうか。発生する場合は、単価番号_2の構造物掘削 普通部B に計上するのでしょうか。ご教示願います。	自工区外盛土場への搬出時には発生土の受け入れ料金(処分料金)は発生しません。
4	設計図 [思川橋] 250/255	設計図 [思川橋] 250/255において、吸出防止材の詳細図と数量が記載されています。この吸出防止材の設置(材工共)を単価番号_2の構造物掘削 普通部B に計上すると考えればよろしいでしょうか。異なる場合はどちらの単価番号に計上すべきか、ご教示願います。	吸出防止剤は特記仕様書 25-3 に示す遮水シートを指すものとして、「コンクリートブロック張工」に計上してください。
5	特記仕様書 25-2 構造物掘削 25-2-3 材料(2)	流動化処理土の配合試験に関する費用は、単価番号_2の 構造物掘削 普通部Bに、積上げ費用として計上すると考えてよろしいでしょうか。	構造物掘削 普通部Bに計上ください。